省　令

○防衛省令第四号

物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）第五条第一項の規定に基づき、防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十七日　　防衛大臣　中谷　元

防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令の一部を改正する省令

防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和三十三年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（譲与） **第八条**　防衛大臣等は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる物品を譲与することができる。 一・二　［略］ 三　予算に定める交際費又は報償費で購入した物品を記念又は報償のため贈与するとき （災害救助の場合の無償貸付） **第十三条**　防衛大臣等は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十六条第一項、第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が国民の保護のための措置（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「国民保護法」という。）第二条第三項に規定する国民の保護のための措置をいう。）又は緊急対処保護措置（国民保護法第百七十二条第一項に規定する緊急対処保護措置をいう。）を実施する場合、第七十七条の四第一項、第八十三条第二項若しくは第三項又は第八十三条の三の規定により派遣が行われた場合及び自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。）が海難による被害者を救助した場合（以下「災害救助の場合」という。）において必要があるときは、当該災害による被害者で応急救助を要する者に対し、次に掲げる物品を無償で貸し付けることができる。 一～四　［略］ ２・３　［略］ （災害救助物品の数量） **第十五条**　前二条の規定により、無償で貸し付け、又は譲与することができる物品の数量は、前条第一項第一号の糧食品については、災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第三条第一項の規定に基づき内閣総理大臣が定める炊出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用の額を限度として、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第十四条第一項の規定に基づき、職員に対して食事を支給する場合の一人一日当たりの費用を参酌して防衛大臣が定める額以内の量額とし、その他については、必要と認められる数量を限度とする。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（譲与） **第八条**　防衛大臣等は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる物品を譲与することができる。 一・二　［同上］ 三　予算に定める交際費又は報償費で購入した物品を紀念又は報償のため贈与するとき （災害救助の場合の無償貸付） **第十三条**　防衛大臣等は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十六条第一項、第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が国民の保護のための措置（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「国民保護法」という。）第二条第三項に規定する国民の保護のための措置をいう。）又は緊急対処保護措置（国民保護法第百七十二条第一項に規定する緊急対処保護措置をいう。）を実施する場合、第七十七条の四第一項、第八十三条第二項若しくは第三項又は第八十三条の三の規定により派遣が行われた場合及び陸上自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。）又は海上自衛隊の使用する船舶が海難による被害者を救助した場合（以下「災害救助の場合」という。）において必要があるときは、当該災害による被害者で応急救助を要する者に対し、次に掲げる物品を無償で貸し付けることができる。 一～四　［同上］ ２・３　［同上］ （災害救助物品の数量） **第十五条**　前二条の規定により、無償で貸し付け、又は譲与することができる物品の数量は、前条第一項第一号の糧食品については、災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める炊出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用の額を限度として、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第十四条第一項の規定に基づき、職員に対して食事を支給する場合の一人一日当たりの費用を参酌して防衛大臣が定める額以内の量額とし、その他については、必要と認められる数量を限度とする。

附　則

この省令は、令和七年三月二十四日から施行する。

告　示